

令和 8 年度 一般財団法人神戸観光局 英語 SNS 運用業務

委託事業者選定（公募型プロポーザル）公募要領

1. 事業名

令和 8 年度 一般財団法人神戸観光局 英語 SNS 運用業務

2. 目的

一般財団法人神戸観光局（以下「当法人」という）では、英語 SNS アカウント（Instagram <https://www.instagram.com/visitkobe/>・Facebook <https://www.facebook.com/visitkobe/>）を運用しており、インバウンド誘客を目的に神戸の多様な観光資源の魅力を発信している。しかし、現状のアカウントにおいてターゲットである米豪のフォロワーは約 300 人に留まっており、認知拡大および訴求力の強化が課題となっている。本事業では、既存アカウントを通じて、欧米豪を中心とした英語圏の新規フォロワー獲得を最優先事項とし、神戸の魅力を戦略的に発信することで、神戸のイメージや認知度の向上を図ることを目的とする。また、英語 SNS に関する高度な専門知識や技術を有する事業者运用到委託し、旅行者のニーズに沿った情報を発信することで、実来訪の促進や市内での滞在時間の延長、観光消費額の拡大へと繋げる。

3. 業務内容

別紙「令和 8 年度 一般財団法人神戸観光局 英語 SNS 運用業務」仕様書のとおり

4. 委託期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※受託者の業務履行が良好であると当法人が判断した場合、最長 3 年間（令和 8 年度から令和 10 年度まで）の契約更新を実施する可能性がある。

5. 委託金額

3,500 千円（消費税および地方消費税を含む）

※支払い時期や回数は受託者と協議の上決定し、運営報告書による履行確認後に当法人の検収を経て支払う。

※委託金額には、キャンペーンを実施する際の景品代・送料は含まないものとする。

6. 応募資格

本プロポーザルへの応募者は、法人格を有する単独企業とし、以下の全ての要件を満たすこと。

- ・迅速な連絡体制を確保し、適切な対応が可能であること
- ・本業務遂行に必要な調整、打合せを円滑に行えること
- ・代表者および役員が破産者または拘禁刑を受けた者ではないこと
- ・会社更生法および民事再生法による手続きを行っていないこと
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと

- ・暴力団関係者、またはその利益となる活動を行う企業等でないこと
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ・国税および地方税を滞納していないこと
- ・銀行取引停止処分を受けていないこと
- ・神戸市から指名停止措置を受けていないこと
- ・過去 3 年間に於いて神戸市または神戸観光局との間で契約違反や履行不良がないこと
- ・守秘義務を遵守できること

7. スケジュール (予定)

- ・令和 8 年 5 月 11 日 (月) : 公募要領公開、質問受付・提案募集開始
- ・令和 8 年 5 月 18 日 (月) : 質問受付締切 (17:00)
- ・令和 8 年 5 月 19 日 (火) : 質問回答日
- ・令和 8 年 6 月 2 日 (火) : 企画提案書提出締切 (17:00) ※書類審査の結果は随時お知らせ
- ・令和 8 年 6 月 12 日 (金) : プレゼンテーション審査 ※書類審査通過者のみ
※応募者はあらかじめご予定ください。
- ・令和 8 年 6 月下旬 : 審査結果通知、契約締結等
- ・令和 8 年 7 月上旬 : 業務開始

8. 応募手続き等について

(1) 質問について

仕様書や公募実施要領に対して質問がある場合は、質問書 (様式 1) を作成し、質問受付期間中に担当部署 (末尾、「問い合わせ先」) にメールで送付すること。回答は、質問回答日に神戸観光局ウェブサイト内の当公募についてのページに掲載する。

(2) 応募書類および提出方法について

① 応募書類

以下の書類をまとめて期日内に提出すること。

a. 公募申込書 (様式 2)

b. 見積書

様式自由。仕様書に記載の全業務を含む詳細な積算根拠を明記すること。※一式等は不可。

c. 企画提案書

A4、様式自由。以下の記載内容を含むこと。

【記載内容】

企画提案書には以下の内容を必ず含めること。また、審査において、応募者の適性が評価できるような具体的な記述となるよう留意すること。なお、以下の項目以外にアピール点や提案があれば自由に追加しても構わない。

(ア) 会社概要

法人名、代表者名、資本金、所在地、事業内容、当事業と関連する過去の実績など

(イ) 業務内容に対する運営体制およびスキル

以下の各業務を実施する上での体制について、それぞれ構成員とそのスキルや経験、業務フローなども明記しながら具体的に記載すること。括弧内は審査に際して特に把握したい内容。

- ・ 素材撮影（撮影技術の専門性）
- ・ 投稿内容の翻訳（翻訳の専門性）
- ・ SNS 投稿作成・運用・分析（クリエイティブ面での専門性、運用面でのノウハウ）
- ・ 全体管理（業務管理を行う体制）

(ウ) 投稿作成例

応募者の SNS 投稿内容のクリエイティブ制作力、翻訳スキル等を評価するため、下記項目を網羅した内容で作成し、提出すること。実際の業務を想定し、受託後に期待されるクオリティを踏まえて英語で作成すること。なお、キャプションについては内容確認のため日本語訳も併記すること。

・ 投稿テーマ

「神戸の夏の過ごし方」

上記に沿って、ユーザーの関心を引き、神戸への来訪促進につながる構成とすること。

特定の 1 スポットの深掘り、あるいは複数スポットのまとめ等、構成は自由とするが、夏（7～8 月頃）に神戸を訪れる外国人観光客が具体的に行動したくなる内容とすること。

・ 投稿作成(フィード)

ターゲットとしている英語圏への投稿を念頭に、画像へのテキスト挿入や効果的なハッシュタグの設定など、投稿のリーチやエンゲージメントを高めるために最適な工夫を自由に施し、その工夫点を明記すること。なお、本投稿案はカルーセル形式（複数枚投稿）とし、画像の枚数は 5～10 枚とすること。あわせて、施した工夫の意図や狙いを具体的に明記すること。

なお、作成に必要な素材は、当法人が運営する観光サイト（神戸公式観光サイト「Feel KOBE」、神戸観光写真ライブラリー「Feel Photo」）から自由に利用できる。また、応募者自身による神戸市内での撮影や取材の上、作成を行うことも可能とする。

(エ) 年間投稿スケジュールおよび撮影計画

企画提案書には、年間の投稿スケジュール案および撮影の実施時期について、神戸の観光シーズン等を考慮し、分かりやすく記載すること。なお、計画にはリール動画（18 本）およびフィード投稿（9 投稿）のバランスを考慮した内容とすること。

(オ) フォロワー増加のためのキャンペーン企画案および広告運用案

フォロワーの獲得および認知拡大を目的としたデジタルキャンペーン企画案および/または広告運用案を提示すること。本施策の実施にあたっては、上限 500 千円（消費税込み）の範囲内で、「キャンペーンのみ」「広告運用のみ」「両方の組み合わせ」のいずれの構成にするかを含め、最も効果的な手法(具体的な内容、ターゲット設定、実施時期等)を提案すること。

(カ) SNS 分析運用資料

本業務を継続的に改善し、成果を最大化させるための分析手法について、以下の事項を具体的に記載すること。

・活用する分析ツール

運用の分析にあたって活用するツール（Instagram インサイト、Meta ビジネススイート、または独自ツール等）を明記すること。

・分析指標および抽出可能なデータ

リーチ、インプレッション、エンゲージメント率、保存数、プロフィール訪問数、公式サイトへのクリック数など、本業務の目的に沿って何をどのように分析し、評価するかを記載すること。

・分析レポートのサンプル

実際の運用を想定した分析レポート案（または過去の他案件での実績サンプル）を添付すること。

② 提出方法

電子メールで担当部署（末尾「問い合わせ先」）に、期限までにメールで送付すること。また、送付後に電話での着信確認を行うこと。持参や郵送による原本の提出は求めない。

9. 選定について

(1) 評価方法

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーション審査はオンラインまたはオフライン（神戸観光局会議室）で実施する。具体的な日程や内容については、応募者に別途通知する。なお、応募多数の場合は、企画提案書による書類審査を行い、通過者のみに対してプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 評価基準

企画提案書およびプレゼンテーションについては、複数の審査員により以下の観点で審査する。

- ① 法人としての受託適性（10点）
- ② 運営体制（30点）
- ③ 企画内容（50点）
- ④ 地元企業等に対する優先的取り扱い（10点）

(3) 結果通知

評価結果および選定結果は応募者全員に対してメールにて通知するとともに、神戸観光局のホームページ(<https://kobe-dmo.jp/>)にて公表する。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10. 契約

採択後、契約候補者と契約交渉を行う。契約が成立しなかった場合、次点者と交渉を開始する。

なお、採択後は契約締結前であっても、業務移行を円滑に進めるため、当法人と十分な打合せを行い、速やかに業務に着手できるよう準備すること。

11. 留意事項

- ・企画提案書の作成、提出費用は応募者負担とする。
- ・提出期限後の資料差し替えは認めない。
- ・企画提案書は、神戸観光局情報公開要綱に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第8条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ・すべての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸観光局情報公開要綱に基づく公開を除く）。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ・応募後の辞退は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- ・著作権侵害があった場合、応募者が責任を負う。

12. 問い合わせ先（提出先）

一般財団法人神戸観光局 観光部 担当：羽東・平山

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

電話：078-262-1905

Email: kobe_promotion@kcva.or.jp

以上